

入学前に受け取れます

児童・生徒への就学援助制度



経済的な理由のため就学困難と認められる、町立小中学校に通う児童・生徒の保護者（生活保護受給者に準ずる程度）に、学用品費や学校給食費などの一部を年度ごとに援助しています。

※生活保護法に基づく教育扶助の受給者は相談が必要です。

新入学児童・生徒学用品費の前倒し支給

令和5年度に、小・中学校に入学する児童・生徒がいる保護者に対し、新入学児童・生徒学用品費を入学前の3月に前倒し支給します。

▼申請方法

援助を希望する場合は、入学通知書に同封されている申請書に必要事項を記入し、押印の上、提出してください。

▼申請期限

令和5年2月3日(金)

▼提出先

学校教育室または児童・生徒が在籍する小・中学校

在籍児童・生徒の就学援助費の申請

令和5年度の援助を新たに

希望する場合や、令和4年度に援助を受けていて、引き続き援助を受ける場合も申請が必要です。

▼申請方法

申請書に必要事項を記入し、必要に応じて押印の上、提出してください。申請書は各学校または教育委員会事務局（学校教育室窓口）や事務局前のラックで受け取るか、教育委員会ホームページでダウンロードしてください。

※提出する申請書は1枚です。対象となる児童・生徒（小・中学校にまたがる場合でも）全員連名で申請できます。

▼申請期限

令和5年3月3日(金)

▼提出先

学校教育室または児童・生徒が在籍する小・中学校

▼問い合わせ先

教育委員会事務局 学校教育室

☎26・2286(直通)

明治小学校 ☎54・2105

駒寄小学校 ☎54・2300

吉岡中学校 ☎54・3213

農業者年金

国民年金＋農業者年金で老後に備えましょう



加入できるのはこんな人

- 国民年金第1号被保険者
- 年間60日以上農業に従事している人

● 20歳以上60歳未満の人

※令和4年5月1日以降は、「国民年金の任意加入被保険者」である人に限り、60歳以上

65歳未満の人も加入できます。

掛け金は積み立て

積立方式であるため、自分が掛けた金額は年金として生涯受け取ることが出来ます。

保険料はいつでも変更可能

※35歳未満で一定の要件を満たす場合は、1万円からでも

月々2万円〜6万7,000円

※35歳未満で一定の要件を満たす場合は、1万円からでも

月々2万円〜6万7,000円

※35歳未満で一定の要件を満たす場合は、1万円からでも

月々2万円〜6万7,000円

たす場合は、1万円からでも通常加入できます。

節税効果あり

支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税などの節税になります。

政策支援が受けられる

保険料の国庫補助が受けられます。例えば、認定農業者などで青色申告者の35歳未満の人は、1万円(5割)補助が受けられます。

▼問い合わせ先

農業委員会事務局

☎26・2281(直通)

防災無線アナログ放送の終了

町の防災無線は、アナログ電波からデジタル電波への移行期として、2つの電波で放送していましたが、1月のアンテナ撤去工事をもってアナログ電波の放送を終了します。

今後は、デジタル電波のみで放送を行いますので、アナログ電波用の無線機(戸別受信機)は役場まで返却してください。

また、今後も戸別受信機の貸し出し事業は継続します。希望する場合はお問い合わせください。



▲デジタル電波対応機種

▶問い合わせ先
総務課 協働安全室
☎26・2243(直通)



確定申告はパソコン・スマホからできます

①国税庁ホームページ「確定申告所等作成コーナー」へアクセス

- ・税務署に行く手間がかかりません。
- ・確定申告期間中は24時間いつでも利用できます。

国税庁ホームページは
こちら▶



②申告書を作成

- ・画面の案内に従って金額や名称などを入力するだけで申請書を作成できます。

③e-Taxで送信して提出

- マイナンバーカードとスマートフォン（マイナンバーカード読み取り対応のもの）またはICカードリーダーを使って送信
- 税務署で発行された利用者識別番号とパスワード（ID・パスワード方式の届出が完了しているものに限る）を使って送信
※利用者識別番号とパスワードの発行は、事前に税務署で本人確認を行った上で行います。事前に税務署に本人確認書類を持参した上で手続きをしてください。マイナンバーカードや利用者識別番号とパスワード（ID・パスワード方式の届出が完了しているものに限る。）がない人は、印刷して郵便や直接税務署へ持参することにより提出することもできます。

ヘルプデスク

☎0570-01-5901

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

※時期により受付時間延長や日曜日の受け付けもあります。

詳しくはe-Taxホームページをご確認ください。

e-Tax ホームページは
こちら▶



確定申告はパソコン・スマホから

令和5年2月16日(木)〜3月15日(水)は確定申告期間です

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、パソコンやスマートフォンからの申告にご協力ください。

※期間中は、町や高崎税務署が開設する会場でも申告を受け付けています。

町の会場で受け付けできない人

次のいずれかに該当する人は、高崎税務署が開設する会

- ① 令和4年分以外の確定申告
- ② 山林所得や譲渡所得(土地・建物、株式など)のある人
- ③ 青色申告をする人
- ④ ふるさと納税をした人
- ⑤ 住宅借入金等特別控除を受ける人(年末調整で控除を受けている場合を除く)
- ⑥ 東日本大震災により、住宅

場で申告するか、パソコンなどから申告してください。
や家財などに被害を受けて、所得税の軽減・免除を受けられる人
※申告相談会場については、広報2月号に掲載予定です。

▼問い合わせ先

高崎税務署

☎027-322-4711

税務会計課 税務室

☎26-2237(直通)



自宅でe-Tax!

スマホ申告説明会を開催します

スマートフォンを使ったe-Tax(電子申告)の利用を検討している人への説明会を開催します。スマートフォンでの申告は、会場に出向く必要がなく自宅で好きな時間に行うことができ、とても便利です。

- 日時 令和5年1月17日(土)10:00~15:00(事前予約不要)
- 場所 役場2階大会議室
- 持ち物 マイナンバーカードまたは本人確認書類

▶問い合わせ先 高崎税務署 個人課税第一部門 ☎027-322-4841(直通)